（前のページより続き）

〔告　示〕

○上皇上皇后両陛下の御在所を東京都港区高輪一丁目十四番一号の殿邸に定められ、仙洞仮御所と称する等の件（**内閣**一）　二〇
○立皇嗣の礼を国の儀式として行う件（**同**二）
○特定駐留軍用地跡地を指定する件（**内閣府**二〇）
○原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設を指定する告示（**同**二一）
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととする件（**同**二二）　二二
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（**同**二三）　二三
○令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関し人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として都道府県公安委員会が指定するものである旨を示す標章の様式を定める件（**国家公安委**一四）
○交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（**同**一五）　二三
○農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**一）　二七
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（**総務**七七）　二八
○平成三十一年総務省告示第百七十三号の一部を改正する件（**同**七八）　二九
○平成三十一年総務省告示第百七十五号（令和元年度地方債充当率を公表する件）の一部を改正する件（**同**七九）　三〇
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額の適用について定める件（**文部科学**三八）　三一
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（**厚生労働**一〇三）　三三
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**同**一〇四）　三三
○厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示（**同**一〇五）　三七
○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（**同**一〇六）　三八
○訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（**同**一〇七）　四四
○要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件（**同**一〇八）　四五
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法の一部を改正する件（**同**一〇九）　五三
○基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法の一部を改正する件（**同**一一〇）　五九
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（**同**一一一）　六四
○高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針（**同**一一二）　七二
○国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件（**同**一一三）　七七
○特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針の一部を改正する告示（**同**一一四）　七九
○児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（**同**一一五）　八〇
○妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の一部を改正する告示（**同**一一六）　八一
○民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針の一部を改正する件（**同**一一七）
○国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所入所規程の一部を改正する件（**同**一一八）　八三
○食品衛生法第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定成分等（**同**一一九）　八四
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**同**一二〇）
○指定成分等含有食品の製造又は加工の基準（**同**一二一）
○短時間・有期雇用労働者対策基本方針（**同**一二二）　八六
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（**農林水産**六六六）　九一
○生産動態調査票の様式を定める件の一部を改正する件（**経済産業**五五）　九三

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。